

滋賀県企業立地促進補助金のご案内

滋賀県では、企業の皆様の県内での新たな設備投資に伴う、人材確保や操業環境の改善等を図ろうとする取組に対し、一部経費を補助します。

《対象となる事業者》

設備投資・雇用の要件を満たす計画をしている、次のいずれかの事業者

- ①製造業
- ②地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業の承認事業者
- ③道路貨物運送業・倉庫業（特定地域のみ）

【設備投資・雇用の要件】※別に緩和要件あり

- ・投下固定資産額 10 億円以上
(中小企業者は 2 億円以上)
- ・地元常用雇用者が 5 人以上増加すること
(中小企業者は 2 人以上)



事前に計画内容を確認

《補助対象となる取組》

人材確保・人材育成に関する取組

例えばこんな時に

- ・求人サイトに募集情報を掲載する
- ・企業説明会に出展する
- ・インターンシップを実施する
- ・従業員のスキルアップ研修会を開催する

通勤環境の改善に関する取組

例えばこんな時に

- ・通勤バスを委託運行する
- ・通勤バスを運行するため車両をリース契約する
- ・通勤環境の改善に向けた調査をする
- ・利用計画を立て、シェアリングサイクルを導入する

職場環境・働き方改革に関する取組

例えばこんな時に

- ・テレワーク環境を整備するため、PC や端末をリース契約する
- ・感染症拡大予防のため、衛生用品等を調達する
- ・企業主導型保育施設の設置に向けた調査をする

※複数の事業を組み合わせでの申請、複数の事業者による共同事業での申請も可能です。

補助限度額 (単年度)	①人材確保・人材育成の取組 200万円(300万円) ②通勤環境の改善に関する取組 500万円(750万円) ③職場環境・働き方改革に関する取組 200万円(300万円) ※ () 内は複数の事業者による共同事業の場合の限度額	}	①～③の計で 500万円 (750万円)
補助率	補助対象経費の最大1/2		
受付期間	①全体計画シートの受付…随時 ②補助事業計画書の受付…令和4年4月4日(月)～4月22日(金)		
お問い合わせ・書類の提出先	滋賀県商工観光労働部企業立地推進室・企業立地サポートセンター 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁 東館2階 電話 077-528-3792 E-mail fd00050@pref.shiga.lg.jp		

詳細については滋賀県ホームページをご確認ください。

→<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/324600.html>

【全体の流れ】

例：全体計画の確認日を令和3年（2022年）9月1日、操業開始日を令和6年（2024年）4月1日とした場合

